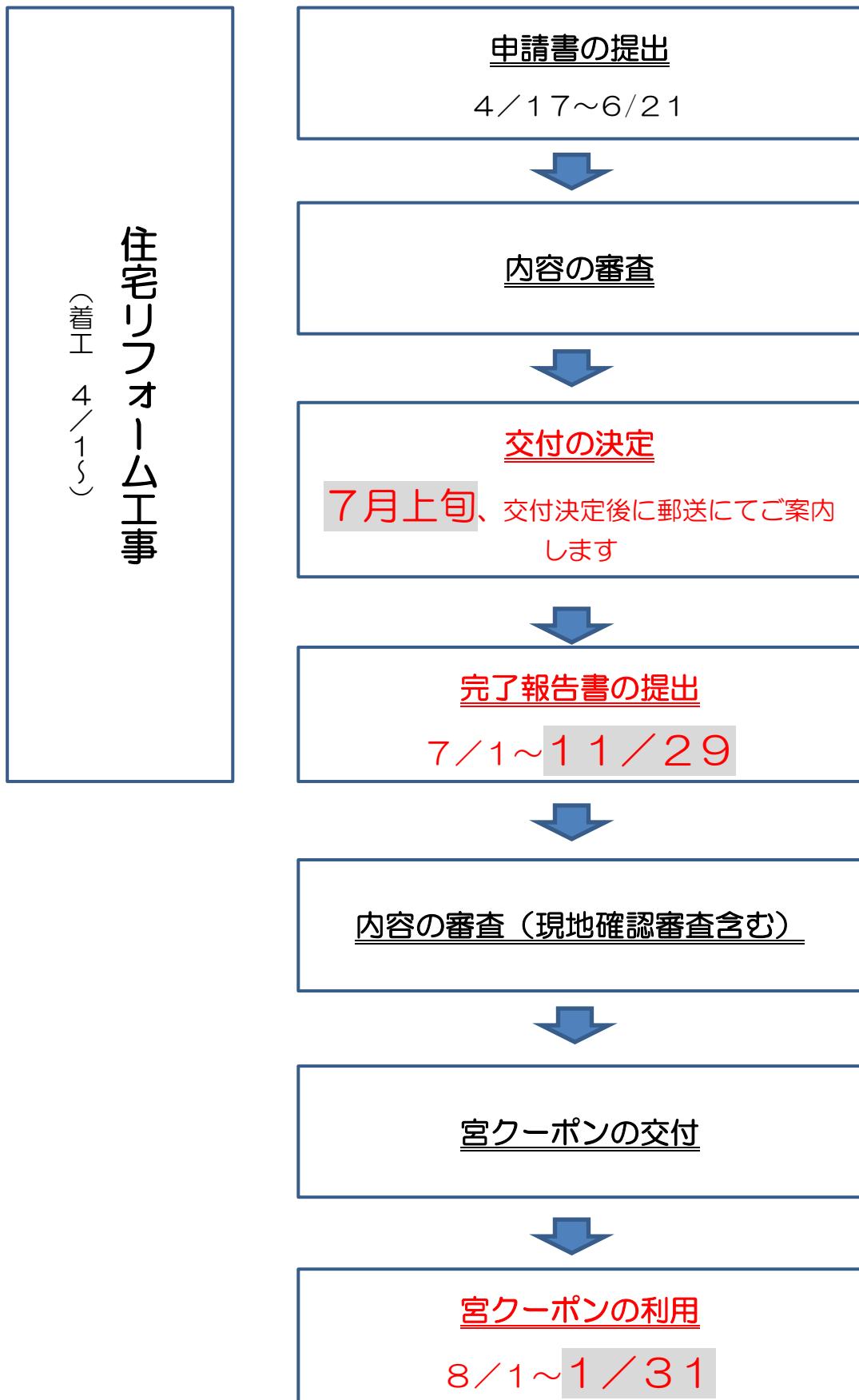


申請者様

<住宅リフォーム【三世代同居用】宮クーポン事業の流れ>



住宅リフォーム宮クーポン事業の手続きについて

募集要件

- ①申請者が、富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事であること。
- ②申請者本人は、富士宮市に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
- ③過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。(ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします)
- ④2019年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること。(消費税及び地方消費税含む)
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※ 対象となるリフォーム工事は表3を参照。
- ⑤富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。
※ 元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
- ⑥住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)するためのリフォームであること。
※住民票の異動をもって同居開始日と判断します。(住民票異動のない引越は対象外です)
※過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。
- ⑦三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。
- ⑧要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

申請時の提出書類 ※予算枠3,960万円に到達した時点で締め切ります。

- ① 事業申請書
- ② 工事の見積書【申請者の宛名は氏名(フルネーム)とする。業者押印のあるもの】写しでも可
見積書については、関連する工事を含め、全ての工事が確認できるものをご提出ください。
- ③ 工事の施工前の写真(30万円以上の工事が確認できるもの)
- ④ 家族構成報告書

完了報告時の提出書類

- ① 完了報告書兼宮クーポン交付請求書 ※7月1日(月)以降、交付決定後に郵送します。
- ② 市税完納証明書【市役所収納課(富士宮市役所1階)にて7月1日(月)以降に発行されたもの】
- ③ 対象工事代金の領収証【申請者の宛名は氏名(フルネーム)とする。業者押印のあるもの】写しでも可
領収証については、関連する工事を含め、全ての工事が確認できるものをご提出ください。
- ④ 対象工事の工事完了写真(30万円以上の工事が確認できるもの)
※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限ります。
- ⑤ 利用者アンケート(1枚)
- ⑥ 増築の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し
- ⑦ 三世代同居が確認できる住民票謄本(世帯が分かれている場合は各々の住民票謄本)
※三世代同居は、開始から6ヶ月経過後、再度住民票謄本を提出していただく場合があります。

宮クーポンの交付 ※20万円分

完了報告書兼宮クーポン交付請求書提出後、書類審査の上で申請書のご住所へ郵送します。

宮クーポンの利用期間

2019年8月1日～2020年1月31日 ※2020年2月1日以降は使用できません。

事業申請書、完了報告書兼宮クーポン交付請求書の押印は同じ印鑑をご使用ください。

(問い合わせ)

富士宮商工会議所 0544-26-3101